参考資料

1．達成目標の設定理由等

施策（1）　計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化

目標①
農用地区域内農地面積の確保

（目標設定の考え方）

農用地の確保に関する国の基本的考え方を示す「農用地等の確保等に関する基本指針(平成 22 年6月変更)」において、農用地区域内農地面積(以下「農地面積」という。)を平成 22 年(平成 21 年 407 万ha)から平成 32 年までの間に8万ha増加させ 415 万 ha とするとの目標を掲げていることから、これを基に達成目標の設定を行う。

この農地面積の目標は、これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進や除外の抑制等の効果及び新たな食料・農業・農村基本計画に沿った各種施策による耕作放棄地の発生抑制・再生の効果を織り込んで設定されている。

なお、国の基本指針の変更に伴う各都道府県の基本方針の変更において、都道府県知事との協議調整を行い、都道府県が定める確保すべき農用地区域内農地の面積目標と国の面積目標との整合性が確保された。

（各年度の目標値の考え方）

各年度の目標値については、平成 21 年(基準年)における農地面積(407 万 ha)と平成 32 年(目標年)における目標面積(415 万 ha)との差が、基準年から目標年までの期間(11 年間)中均等に生ずるとの前提の下で、年次ごとの目標面積を設定する。

ただし、効果のうち、荒廃した耕作放棄地の再生については、施策②の耕作放棄地対策の推進による解消面積の目標値の考え方を考慮し、設定する(平成 24 年度以降の②の目標値が補正された場合には、本目標値についても必要に応じ、補正を行う。)。

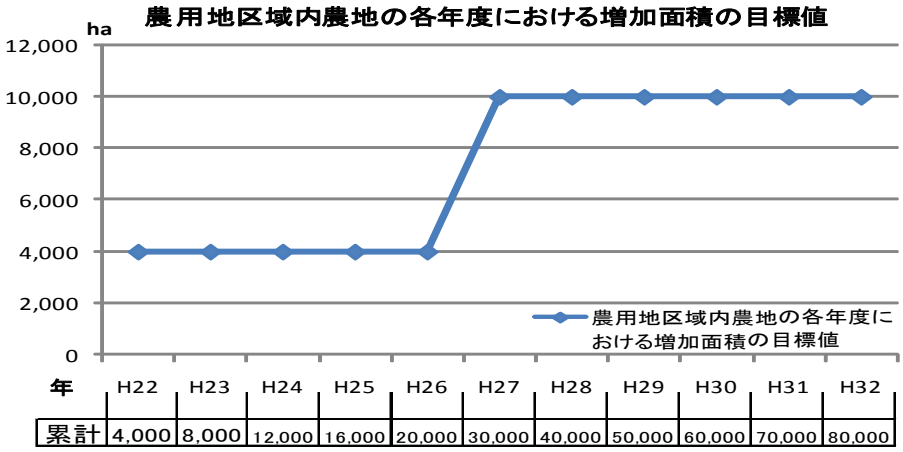

（農村振興局作成）

（把握の方法）

農村振興局調査

（達成度合の判定方法）

達成度合(%)=当該年の実績／当該年の目標× 100

Aランク: 90 %以上、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

施策（2）　耕作放棄地対策の推進

目標①
農用地区域における荒廃した耕作放棄地を解消

（目標設定の考え方）

施策①「計画的な土地利用の推進と転用規制の厳格化」の欄に示している「農用地等の確保等に関する基本指針」においては、平成 32 年までに 415 万ヘクタールの面

積確保との目標を掲げており、これを達成するためには、農用地区域からの農地の除外や新たな耕作放棄地発生による農地の減少のこれまでのすう勢を踏まえた上で、荒廃した耕作放棄地を平成 32 年までに 10 万ヘクタール再生することが必要と想定されており、これに基づき達成目標の設定を行う。

（各年度の目標値の考え方）

平成 21 年度に市町村及び農業委員会から報告のあった耕作放棄地の解消計画面積の集計結果から推計すると、農用地区域内の荒廃した耕作放棄地のうち、現状で引き受け手の確保が見込まれる面積は 10 万ヘクタール中おおむね3万ヘクタール程度と見込まれる。

この3万ヘクタールについては、目標年次までの 11 年間の前半5年間（ H22 ～ 26 ）で耕作放棄地再生利用緊急対策等により解消されるものとし、残り 7 万ヘクタールについては後半6年間（ H27 ～ 32 ）において解消されるものとして目標設定を行った。

なお、前半と後半の年度ごとの目標値の格差については、今後、戸別所得補償制度による農業経営が継続できる環境の整備や改正農地法の適切な運用の効果により、後半部分の一部が前倒しされ平準化されることを想定しているが、現時点ではその効果を定量的に把握することが困難であることから、平成 24 年度以降の各年度の目標設定に際しては、今回の目標設定の考え方をベースとして、市町村の解消計画の集計結果を踏まえて補正するものとする。

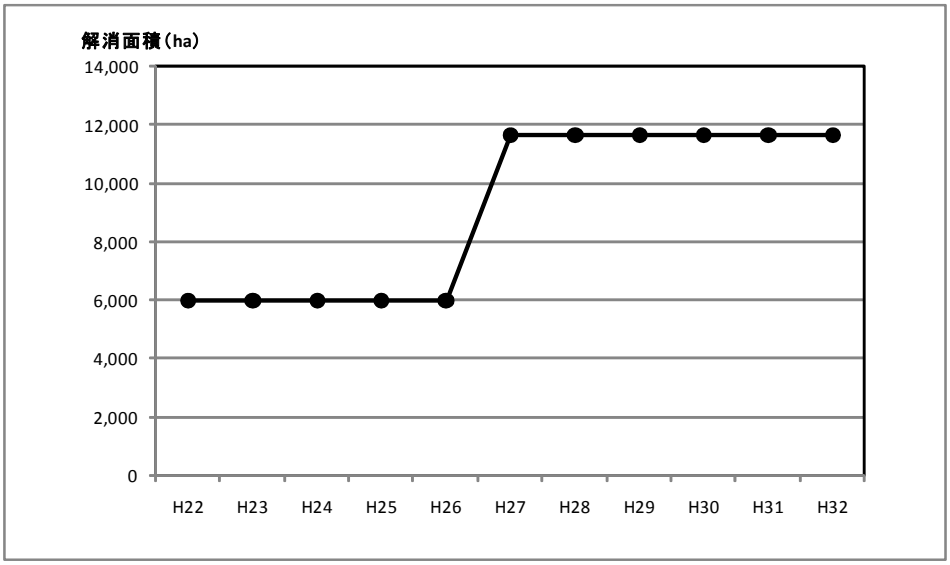

年	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
累計（万ha）	0.6	1.2	1.8	2.4	3.0	4.2	5.3	6.5	7.7	8.8	10.0

（農村振興局作成）

（把握の方法）

農村振興局調査

（達成度合の判定方法）

達成度合（%）＝当該年の実績／当該年の目標× 100

Aランク: 90 %以上、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

施策（3） 意欲ある多様な農業者への農地集積の推進

目標①
平成32年までに農地面積の8割程度を販売農家、法人経営に集積

（目標設定の考え方）

「農業構造の展望」においては、「1戸当たりの経営規模の拡大や担い手への利用集積を促進することで、農地を最大限に有効利用することが求められる。」とされている。また、高齢化等により、現状のすう勢のままでは平成32年において販売農家[注7]が経営する耕地面積は250万ha程度に減少すると推計されている。

農地利用集積円滑化事業をはじめとする農業経営基盤強化促進法等に基づいた取組を推進することにより、高齢化等により農業からリタイアせざるを得ない農業者の

経営する農地を、意欲ある多様な農業者に利用集積し、平成32年において農地面積の7割程度（316万ha）が販売農家により担われることとなるように、また、農地面積の1割程度（46万ha）が法人経営により担われることとなるように、農地の利用集積を進めることとし、目標設定を行った。

また、生産基盤の整備と一体的に行う換地や利用権設定により農地流動化が進展することから、農業生産基盤整備地区における「農地集積率」を目標設定した。

（各年度の目標値の考え方）

① 意欲ある多様な農業者に対する農地の利用集積をより一層促進するために、平成21年12月に施行された改正農地法により農地利用集積円滑化事業を創設したところであり、当該事業を中心として意欲ある多様な農業者への農地集積を推進していくこととしていることから、農地利用集積円滑化事業による集積面積を各年度の目標値（指標）とする。

農地利用集積円滑化事業による集積面積の目標値の設定に当たっては、従来の改正農地法施行前に行われていた市町村段階での農地保有合理化事業の実績（約1万 ha ）を基に、農地利用集積円滑化事業での実施見込みを2倍の2万haを目標とするが、当該事業は平成21年12月に施行された改正農地法により創設された事業であり、平成22年度においては当該事業を実施するための事業規程の承認（農地利用集積円滑化団体の設立）を促進しているところであり、このため、初年度（平成22年度）は目標値の4分の3（1万5千ha）を目標とし、平成25年までに年間約2万haの集積面積を達成するよう当該事業の推進を行う。

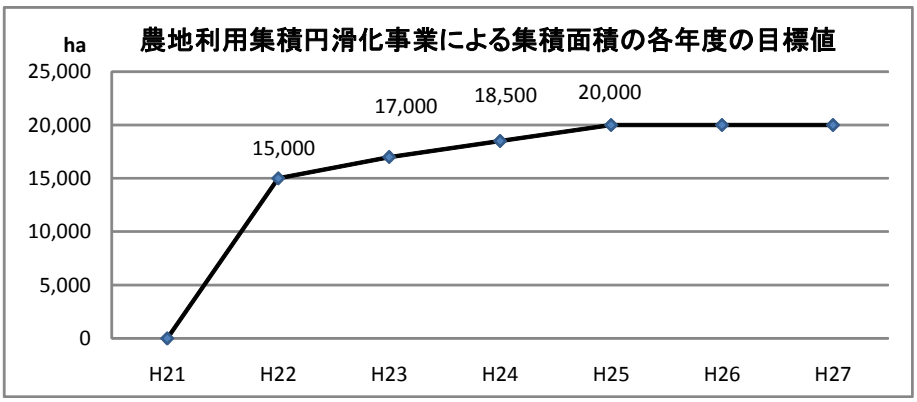

（経営局作成）

（把握の方法）

農業構造動態調査（販売農家の経営耕地面積）及び経営局調査

（達成度合の判定方法）

達成度合（%）＝当該年の実績／当該年の目標× 100

Aランク: 90 %以上、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

（各年度の目標値の考え方）

② 農業生産基盤整備地区においては、目標年度を5年間前倒し、平成 27 年度までに事業を通じて当該地区の意欲ある多様な農業者に対して、受益面積の7割に当たる農地を利用集積することを目標値として設定する。

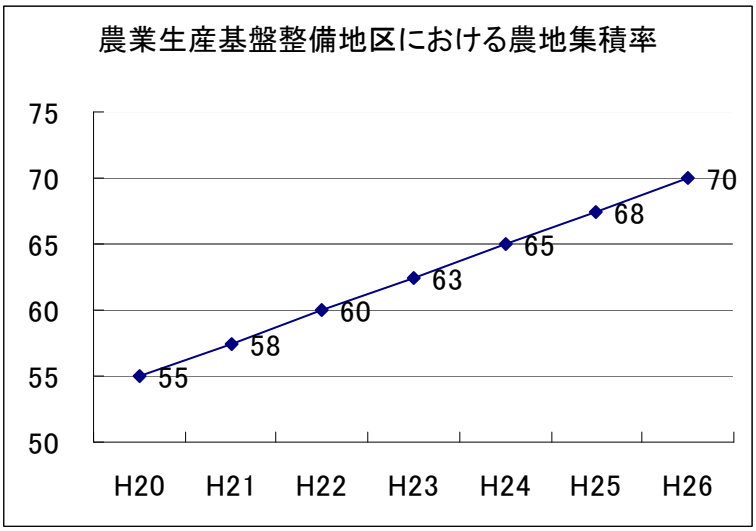

※平成 20 年度の値は基盤整備後の農地集積率（基準値は平成 20 年度における基盤整備前の集積率 23%）

（農村振興局作成）

（把握の方法）

農村振興局調査

（達成度合の判定方法）

達成率（%）=（実績値（%）－基準値（%））
÷（当該年度目標値（%）－基準値（%））× 100

Aランク: 90 %以上、Bランク: 50 %以上 90 %未満、Cランク: 50 %未満

（参考資料）

経営農地面積の見通し

（単位:万 ha ）

	H17	H21	H32（すう勢）	H32（展望）
全農地面積	469	461	426	461
販売農家	345	325	250	316
主業農家	187	175	139	185
法人経営	12	－	－	46

資料:農業構造の展望

2. 用語解説

注１　優良農地	集団的な農地（効率的な農作業が可能な 10ha 以上の団地規模をもった農地。）や農業用用排水施設の整備、区画整理等農業生産基盤整備事業の実施により農業生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
注２　農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で定めた優良農地等の区域。
注３　販売農家	経営耕地面積が 30 a以上又は農産物販売金額が年間 50 万円以上の農家。
注４　農地利用集積円滑化事業	農用地の効率的な利用に向け、その集積を促進するため、市町村段階に設置する農地利用集積円滑化団体（市町村、市町村公社、農協等）が農用地等の所有者から農用地等の貸付け等の委任を受け（又は借入れ等し）、意欲ある農業者に貸付け等する事業。